

海外療養費制度について

見附市の国保被保険加入者が海外旅行などの際に病気やケガで治療を受けた場合、帰国後に申請することにより、審査で認められれば保険給付を受けることができます。

海外療養費の申請に必要なもの

1. 国民健康保険療養費支給申請書
2. 保険証
3. 印鑑
4. 振込口座のわかるもの
5. 診療内容明細書
6. 領収明細書
7. 領収書等の原本
8. 日本語の翻訳文（外国語で作成されているすべての書類に必要）
※翻訳文には翻訳者の氏名及び住所の記載が必要です。
9. パスポート（海外への出国、入国の日が確認できるもの）
10. 調査にかかわる同意書（申請内容について現地医療機関等へ事実調査するための同意書です。）
※ 1、5、6、10については健康福祉課国保医療係の窓口にて備え付けてあります。

<海外療養費については以下の点にご注意ください>

- ・ 日本国内で保険給付の対象となっている医療行為に対して支給されます。
- ・ 海外渡航として認められる期間は一年未満です。
- ・ 海外療養費の支給申請は帰国後に行うものとし、海外への送金はいたしません。
- ・ 海外療養費の請求は治療費を支払った日の翌日から2年以内に行ってください。
- ・ 支給額の算定に用いる邦貨換算率は支給決定日の外国為替換算率（売レート）を用います。
- ・ 診療内容の審査については、新潟県国民健康保険団体連合会へ委託しているため、療養費の支給に数か月かかります。



お問い合わせは・・・

見附市保健福祉センター
健康福祉課 国民健康保険係

〒954-0052
見附市学校町2-13-30
TEL 0258(61)1380